

追補（令和2年5月）

新明細書の記載要領（医科・歯科・調剤／DPC）（令和2年4月版）

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和2年5月13日保医発0513第2号）、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和2年5月29日保医発0529第1号）（令和2年6月1日適用）により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

■93頁 上から14行目

次行に次のように加える。

(セ) 純チタン2種による金属冠は、「チタン冠」と表示し、点数及び回数を記載する。

■471頁 上から3行目

次行に次のように加える。

（最終改正；令 2. 5. 29 保医発 0529 1）

■477頁 右段下から19行目

次行に次のように加える。

(5) 自家培養角膜上皮

ア 角膜上皮幹細胞疲弊症（スティーヴンス・ジョンソン症候群の患者、眼類天疱瘡の患者、移植片対宿主病の患者、無虹彩症等の先天的に角膜上皮幹細胞に形成異常を来す疾患の患者、再発翼状片の患者、特発性の角膜上皮幹細胞疲弊症患者を除く。）であって、重症度 Stage II A（結膜瘢痕組織の除去（必要に応じて羊膜移植）を行ったにもかかわらず角膜上皮の再建に至らない場合に限る。）、Stage II B 又は Stage III の患者に対して使用した場合に、片眼につき1回に限り算定できる。

イ 次のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。

- a 眼科の経験を5年以上有しており、角膜移植術を術者として5例以上実施した経験を有する常勤の医師であること。
- b 所定の研修を修了していること。なお、当該研修は、次の内容を含むものであること。
 - i 自家培養角膜上皮の適応に関する事項
 - ii 角膜上皮幹細胞疲弊症の重症度判定に関する事項
 - iii 角膜採取法に関する事項
 - iv 移植方法に関する事項

ウ ヒト自家移植組織（自家培養角膜上皮）を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に角膜上皮幹細胞疲弊症の重症度を含めた症状詳記を添付する。

■479 頁 右段下から 23～22 行目

「標準型については 2 本を上限として」を「標準型については、人工血管シャント吻合部に対して用いる場合は 1 本を上限として、その他の場合は 2 本を上限として」に改める。

■479 頁 右段下から 8 行目

次行に次のように加える。

(6) 末梢血管用ステントグラフトを用いた人工血管内シャントの静脈側吻合部狭窄治療の実施に当たっては、関連学会の定める適正使用指針における術者要件を満たすことを証明する書類の写しを添付すること。また当該術者にあつては、区分番号「K616-4」経皮的シャント拡張術・血栓除去術を 100 例以上実施した経験を有することとし、当該症例の一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を添付すること。

■499 頁を次のように改める。

<参考 18>

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する
診療報酬明細書の記載等について

(令 2. 5. 13 保医発 0513 2)

「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和 2 年 3 月 25 日健感発 0325 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、感染症指定医療機関等が実施した PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）(以下「PCR 検査料等」という。)に係る自己負担に相当する金額については、令和 2 年 4 月診療分から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが可能とされたところであるが、今般、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」(令和 2 年 5 月 13 日健感発 0513 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、感染症指定医療機関等が実施した抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）(以下「抗原検査料等」という。)に係る自己負担に相当する金額についても、令和 2 年 5 月診療分から同様に委託することが可能とされた。

当該取扱いに伴い、保険医療機関による当該金額の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対

して周知徹底をお願いする。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査に係る費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」(令和2年3月25日保医発0325第9号)は廃止する。

記

1 公費負担者番号欄について

- (1) 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関の所在地に応じて該当する公費負担者番号(8桁)を記載すること。(別紙参照)
- (2) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号28の公費負担医療(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院(同法第37条)(以下「一類感染症等の患者の入院」という。))と同様の取扱いとすること。

なお、既存の法別番号28の公費負担医療と同時に記載する場合は、一類感染症等の患者の入院の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

また、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日健感発0430第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき請求される法別番号28の公費負担医療(以下「軽症者等に係る法別番号28の公費負担医療」という。)と同時に記載する場合は、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、軽症者等に係る法別番号28の公費負担医療の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

2 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996(7桁)」を記載すること。

3 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、実際に算定したPCR検査料等並びに抗原検査料等の合計点数を記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0円」と記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

(1) 1の(2)なお書きに該当する場合

抗原検査の結果、陽性であったため、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療を実施（急性期一般入院料1（一般病棟入院期間加算を含めた2,100点）を算定する病棟に10日間入院）した場合。

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点 21,744	※ 決 定 点	負 担 金 額 円 減額 割(円)免除・支払 猶予
	公 費 ①	21,000	※	円 0
	公 費 ②	744	※	円 0

※公費①：新型コロナウイルス感染症に係る入院医療

公費②：抗原検査料及び免疫学的検査判断料

(2) 1の(2)また書きに該当する場合

初診（282点）時に抗原検査を実施したところ陰性、その後PCR検査を実施した結果、陽性であったため、宿泊療養又は自宅療養となった患者に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療を実施（往診料（720点）、再診料（73点）及び外来管理加算（52点）を算定）した場合。

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点 3,821	※ 決 定 点	一 部 負 担 金 額 円 減額 割(円)免除・支払 猶予
	公 費 ①	2,694	※	円 0
	公 費 ②	845	※	円 0

※公費①：抗原検査料及び免疫学的検査判断並びにPCR検査料及び微生物学的検査判断料

公費②：軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した（往診、訪問診療等による受診を含む。）新型コロナウイルス感染症に係る医療

4 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）によること。

5 実施時期

PCR検査料等については、令和2年4月診療分（5月請求分）から、また、抗原検査料等については、令和2年5月診療分（6月請求分）から実施すること。

その他の新型コロナウイルス感染症や本書の内容に関連する通知等の情報については、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』で随時更新しています。本追補と併せてご確認下さい。

(http://www.shaho.co.jp/shaho/2020_sinryo/index.html)